

秋田県身心障害者コロニー今後の方向性（案）骨子について

1 秋田県心身障害者コロニーの現状と課題について

(1) 経緯

- 秋田県心身障害者コロニー（以下「コロニー」という。）は、知的障害者の入所・介護及び自立生活に必要な訓練等を行うため、昭和46年5月に秋田県が開設した。平成18年4月から平成23年3月までは社会福祉法人秋田県社会福祉事業団による指定管理、同年4月以降は、同事業団への施設の無償貸与を行い、現在は同事業団が運営主体となり施設の管理運営を行っている。
- 開設以来、県内各地から、他の民間施設では支援が難しくなった重度の知的障害者等を受け入れ、長期にわたり施設内においてサービスを提供するとともに、希望者に対しては地域生活への移行支援も行うなど、県内の知的障害者支援の中心的役割を果たしてきたところであり、今後も同様の役割を担うことが期待されている。

(2) 施設及びサービスの概要

- 建物延べ面積は30,227㎡であり、居住等が7棟（1人部屋48室、2人部屋226室）あるほか、管理棟、診療所、給食センターなどがある。
- 事業内容は、障害者支援施設として、施設入所340人、生活介護350人、就労支援60人のほか、短期入所として5人の定員による指定障害福祉サービスを提供している。このほか秋田県社会福祉事業団の指定障害福祉サービス事業として、由利本荘市内に、2つのグループホーム（共同生活住居計19か所、定員計97人）を展開している。

(3) 現状

- 令和5年4月の施設入所者は319人（男性170人、女性149人）で、平均年齢は62.05才であり、60才以上が6割を超え、障害支援区分の平均は5.25など、入所者の高齢化が恒常化するとともに、

障害の状態像が高い利用者が多い。重度障害の入所者は、知的障害で270人、身体障害で46人いるほか、強度行動障害を有する者も126人いる。入所待機者はここ数年10人程度で推移しており、緊急度が高い方も半数近くいる。

- さらに、近年では入所者の重度化・高齢化が進み、心身機能の低下や医療の必要性から、地域生活への移行が困難な入所者も増えている。
- また、通所による利用者は39人（生活介護1人、就労継続支援B型38人）である。

(4) 課題

- 入所者の高齢化が恒常化するとともに、障害支援区分の高い利用者が多い中、入所施設として、強度行動障害を有する者など重度障害者や高齢障害者に対する支援体制の充実を図っていく必要性が生じている。
- 開設以来50年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進み、今後も相当程度の大規模修繕を行っていく必要があるほか、入所者の減少により定員減少が続き、現状規模を維持する上で多額のランニングコストを要する。
- さらに、コロニーでは上水道が通っておらず、主に沼から水を引いて生活飲料水にするため、毎日数名の施設職員が沼の消毒や保守管理を行うなど、ライフラインの維持にもコストを要している。
- また、入所者はこの10年間で130人減少し、定員を下回っている状況であるほか、市街地から遠い立地状況に伴い、交通インフラや冬季の除雪、緊急・災害時対応などに管理が必要であり、施設入所者の地域医療の利便性・地域活動への参加に支障があるほか、施設職員の確保が難しい状況が続いている。

2 県の障害福祉施策を踏まえたコロニーの位置付けについて

(1) 本県の障害者の状況

- 本県の障害児・者は10年間で511人減少しているが、知的障害児・者は、10年間で1,279人増加している。
- この10年間で、障害者支援施設やグループホーム等、施設利用する知的障害者（18歳以上）は減少しているが、このうち8割が重度障害を有している。また、60歳以上の施設入所は、この10年間で39%から49%に増加している。
- 本県人口（現在92万人）は、2045年には60万人にまで減少し、65歳以上の高齢人口は、今後、横ばいで推移すると見込まれる。
- また、本県において令和4年度に障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設で障害福祉サービスを受けた障害支援区分4以上の利用者のうち、約2割が強度行動障害に係る加算を利用している。
- なお、強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれているが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高いと言われている。

(2) 県の障害者施策

- 県の障害福祉施策については、第2次秋田県障害者計画（計画期間R3～R8）及び第6期秋田県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（計画期間R3～R5）に基づき、「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、基本目標を定め、それぞれの施策を推進している。
- 障害の重度化や障害者の高齢化が進む中、障害のある人が安心して生活できる「支援が難しい重度障害者の受入態勢の整備」、「住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備」が必要である。

(3) コロニーに求められる役割・機能

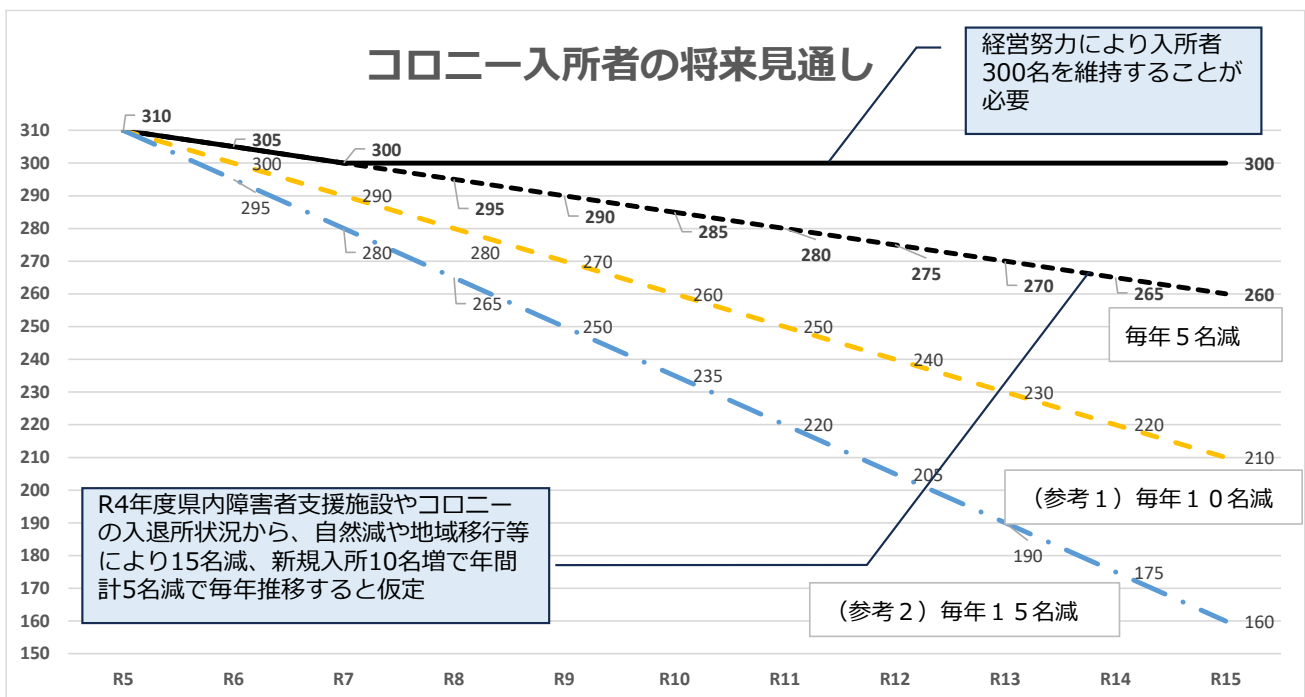
- 入所者の快適な生活環境が十分に確保できないだけでなく、高齢化や重度化に対応するための支援体制の充実にも支障が生じかねない状況となっていることから、入所者の生活の質の向上を図る必要がある。
- また、これまでの運営実績や専門的な人材・ノウハウを有することから、強度行動障害を一時的に受け入れ、集中的支援をする機能を有するなど、全県的な課題に対応する中心的な役割を担うことが期待されている。

(4) 県の役割

- 強度行動障害を有する方に対しては、専門的な人材による適切な支援や指導助言が必要となる。強度行動障害支援者養成研修等では障害特性や支援の手順等の基本的な知識は獲得できるが、それだけでは実際の現場で対応することが難しく、人材の育成に多くの障害者支援施設等が困難を抱えている。県は更なる強度行動障害を有する方を支援する人材の育成策を広域的観点から検討していく必要がある。
- コロニーが、全県域の障害福祉拠点として、強度行動障害の集中的支援など全県的な課題に積極的に取り組む場合は、県が主体的に支援していく必要がある。
- また、県は、地域移行を推進していくものの、強度行動障害など障害の重度化や高齢化などにより地域移行が難しく、入所機能を必要とする方も地域で安心して生活を送るため、生活環境の保障や質の向上を図るとともに、民間の力を活用しながら、研修による人材育成や地域ネットワークの構築、緊急的な短期入所などの体制づくりを推進していく必要がある。

3 入所者の将来見通しについて

- 過去の死亡者や高齢化の状況を加味した自然減を反映しつつ、秋田県障害福祉計画に基づき地域移行等を進めるとともに、入所機能を必要とする重度障害者や高齢障害者等、新規入所を受け入れる。
- 令和4年度の県内障害者支援施設及びコロニーの入退所状況から、令和5年9月1日現在の入所者310人から、毎年5人程度減少し推移すると仮定した場合は、5年後には285人、10年後には260人になると試算。
- 一方で、秋田県社会福祉事業団としては、現在地で引き続き安定的なサービスを提供していく上では、経営努力により、入所定員300名を維持し、収支均衡を図ることが必要となる。
- したがって、施設整備に関しては、将来的な入所定員減少を見据え、持続的な運営が可能な整備形態が必要となる。



4 今後の方向性について

コロニーは、入所機能を維持した上で、入所者の意思や家族の意向を把握し、入所者の地域における日常生活や地域社会参加を推進する。また、障害者支援施設の中核施設として、県内各地から他の民間施設では支援が困難となった重度の知的障害者等を一時的に受入れ集中的支援を図るほか、入所利用者の高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアや強度行動障害への支援ニーズに対応するため、他の障害者支援施設や高齢者施設、医療機関との連携や支援体制の構築を図る必要がある。

(ア) 入所機能の維持

【背景】

- コロニーでは、障害者支援施設として、障害の重度化や高齢化^{※1}等により地域生活が困難な障害者の生活に必要な支援を行っているほか、令和5年7月に実施した入所者等アンケート結果^{※2}でも入所機能へのニーズが非常に高い結果となった。

※1 年齢構成（令和4年4月1日現在）

入所者計 326人 平均年齢：62.3歳 (最高齢94歳)	39歳以下	37人(11.3%)
	40～69歳以下	151人(46.3%)
	70歳以上	138人(42.4%)

※2 入所者及びご家族へのアンケート調査（R5.7実施）抜粋

対象者：各314名 回答率：入所者79.0% ご家族66.9%

○入所者の約5割は入所を希望し、3割は「わからない」と回答。

入所者へ→どこで生活したいか	回答数（割合）	主な理由
将来もコロニーで生活したい	121 (48.8%)	コロニーが楽しく安心する、介護や体調管理、通院等の支援が受けられる。
将来は別のところで生活してみたい	58 (23.4%)	自宅、グループホーム（家族や自分が育った近くに住みたい）
わからない	69 (27.8%)	他の生活を体験していないので判断できない。

○ 9割を超えるご家族が、入所者の障害程度等より入所機能が必要と回答。

ご家族へ→入所機能は将来的にも必要か	回答数（割合）	主な理由
本人が入所しており、引き続き夜間介護等のケアが必要	185 (92.5%)	職員を信頼しており支援が十分、障害程度が重くGHなど地域生活は難しい。
本人が入所しておらず今後も夜間介護等のケアは不要	6 (3.0%)	-
本人が入所していないが将来的に夜間介護等のケアが必要	1 (0.5%)	-
わからない	8 (4.0%)	-

○ コロニーが現在地で障害者支援施設を経営する上で、施設・設備が老朽化し、相当程度の大規模修繕を必要^{※3}としているほか、開設以来、入所者の減少により定員減少が続き^{※4}、現状規模を維持する上で多額のランニングコストを要している。

※3 コロニー大規模修繕計画（令和4年度～令和7年度）（R4.9現在）

年 度	修 繕 等 の 内 容	概算額（単位：千円）
R 4 年度	給湯配水管の改修	37,567
R 5 年度	空調設備、衛生ポンプ、配管設備、制御盤監視システムの改修	693,324
R 6 年度	エレベーター、真空式温水器、自動火災報知器等の更新	541,939
	非常用発電機設備、変電設備及び配電盤の改修	
R 7 年度	屋上張替、埋設ケーブル、取水設備配管、浄化槽設備等の更新	705,051
合 計		1,977,881

※ 県と事業団の無償貸与契約において、1千万円未満の修繕は事業団、1千万円以上の大規模等修繕は県が費用を負担することとしている。

※4 定員と入所実績（単位：人）

	当初	H28.4月	H31.4月	R3.4月	R4.4月時点
	(S46開設)	(定員変更)	(定員変更)	(定員変更)	-
施設入所支援（定員）	500	380	360	340	340
入所者（前年度末）		376	356	328	324
生活介護（定員）	438	420	400	350	310
就労継続B型（定員）	70	70	70	60	54

- また、現在地では交通インフラや冬季の除雪、緊急・災害時対応などに管理が必要で、施設入所者の地域医療の利便性・地域活動への参加に支障があり、施設職員の確保が難しい状況が続いている。

【方向性】

- コロニー利用者がよりよい環境の下で、必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられる環境を整備する必要があり、地域での生活が難しい入所者や家族からの施設入所支援に対する高いニーズがあることから、入所機能は維持する。
- 重度・最重度の障害者を受入れ、特性や段階ライフステージに沿った総合的な支援を行う。また、高齢障害者支援のノウハウを蓄積し入所者処遇の蓄積を図る。
- 入所利用者の定期的なアセスメントを実施し、その特性や家族の意向等を踏まえた適切な支援を行う。
- 入所機能を維持する上で、現在地で障害福祉サービスを提供し続けていくことは経営上の課題があることから、将来的な入所者減少を見据えた適正規模による建て替えを前提とする。
- 建替えとする場合は、交通の利便性や地域交流及び効率的な経営のほか、介護的ケア・医療的ケアや強度行動障害を有する者の受入れなどにおいて重要な医療機関等との連携・協力を鑑み、移転先を市街地とする。

(イ) 地域移行の進め方

【背景】

- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、障害者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援等が規定されている。
- これを受け、本県障害福祉計画でも地域生活への移行を推進しているが、比較的軽度の入所者の多くはすでに移行済みで、現在は重度の方の移行にシフトしている段階にあり、本県における令和4年度に地域生活へ移行した障害者は数名程度となっている。
- コロニーでも、これまで入所者の地域生活への移行に取り組んできたところであるが、入所者の高齢化や障害の重度化に伴い、地域生活への移行が難しい利用者が増えているとともに、令和5年7月のアンケート調査^{※2}（再掲）では、意向を確認できた入所者の約半数は引き続き入所生活を望んでいるほか、入所者のご家族の大半は、地域生活への移行が難しいと感じていることが明らかになった。
- 地域生活への移行については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の改正による地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされたことを受け、関係市町村における地域生活支援拠点等の枠組みの中で推進していく必要がある。

【方向性】

- 入所者の地域生活への移行を進める上では、意思決定支援による入所者の意思や家族の意向を把握し、丁寧な説明と相談対応、体験機会の提供や基幹相談支援センターとの連携等により推進する。
- 地域移行が可能な入所利用者に対して、社会生活への適応性を高め、自立した生活ができるよう個別支援や自立支援を行う。

- 地域生活に移行した方について、再入所が必要になった場合には速やかに受け入れるなど、安心して地域生活に移行できる仕組みを構築する。
- また、障害者総合支援法において、地域社会における共生社会の実現に向けた基本理念が規定^{※5}されていることから、いわゆる「地域移行」を促進しながらも、画一的・強制的に地域生活移行を推進することなく、地域交流による社会参加や、医療機関や高齢者施設など、外部の社会資源を積極的に利用する環境を整えることで、入所者の地域における日常生活や地域社会参加を推進する。（以下「地域移行等」という。）

※5 障害者総合支援法抜粋

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- これら地域移行等の促進に向け、コロニーの運営主体である社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）は、入所者へのアセスメントの実施及び家族会への報告説明を行う必要がある。
- また、入所者の地域移行等を円滑に進めるためには、他の障害者支援施設やグループホーム等の協力が欠かせないことから、社会福祉事業団は県と連携し、早期に現状把握とニーズ調査を進め、他の障害者支援施設など民間施設とも連携・協力して取り組んでいく。

5 再編整備の方向性について

(ア) 基本的考え方

(1) 利用者へより良い環境を提供する

○利用者がより良い環境の下で、必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられる施設とする。

(2) 県内知的障害者支援の中核的施設とする

○本県課題に対応した知的障害者支援の中核的な施設としての役割を担う施設とする。

(イ) 基本方針

(1) 再編整備では現利用者の入所を維持する

○入所希望者及びご家族の意向を十分尊重する。

(2) 施設利用者の自立生活を支援する施設

○地域住民との交流を深め、施設利用者の自立生活を支援する。

(3) 高齢化・重度化へ対応する施設

○医療的ケアや強度行動障害支援などの支援ニーズにも対応していく。

(4) 社会資源等と連携する施設

○県内全域の社会的資源や民間事業者等との連携を強化する。

(ウ)整備方針

(1) 現在の施設を建て替えし、利用者の利便性やプライバシーに配慮するとともに、入所者の障害重度化、高齢化に対応するほか、強度行動障害を有する方も安心して利用できる施設を整備する。併せて、全県域の重度障害に対応するよう、全県の中核的な役割や先進的・モデル的な機能を有する施設整備を目指す。

① 施設全体

- 利用者、施設職員にやさしい施設とするため、利便性、機能性の高い施設とする。
- 利用者視点、施設職員の働きやすさにも配慮した個々の施設配置、動線確保とする。
- 耐震性や災害時の避難経路の確保など、災害に強い施設とする。

② 生活環境

- 入所者が安心して生活できる居住空間とする。
- 利用者の利便性やプライバシーにも配慮した構成、配置、空間を確保した施設とする。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した構成、配置、空間を確保した施設とする。
- 入所者の日常生活に配慮し、障害特性や障害程度に応じた生活リズムが可能な施設とする。

③ 支援環境

- 医療機関と連携し、入所者の高齢化や障害の重度化への対応、強度行動障害の支援に対応できる施設とする。
- 介護的・医療的ケアの必要な利用者や強度行動障害を有する利用者に特化した施設整備、あるいは利用スペース等を設ける。
- 入所者の個別支援、能力に応じた自立生活を支援できる機会を提供できる施設とする。

- 一般就労が困難な利用者に対し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な活動を提供できる施設とする。
- 介護者のレスパイトに対応するための短期入所や、強度行動障害を有する利用者等の緊急短期入所が可能な施設とする。

④ 中核的機能

- 他の民間施設で行動障害が悪化し受入れが困難になった最重度の強度行動障害を有する方を一時的に受け入れ、通過型の集中的支援をすることができる施設とする。
- 在宅等での支援が一時的に困難になった重度障害者を緊急的に受け入れる短期入所による支援ができる施設とする。
- 長期的には、他の社会福祉法人等との連携により、強度行動障害の支援方法に関する専門的知識やそのノウハウの提供及び人材育成を行うほか、他法人に対する必要な指導・助言ができる機能と施設環境を整備する。

⑤ モデル性等

- ICT機器やロボット技術、デジタル技術を積極的に活用した先進的・モデル的施設とする。
- 感染症予防など衛生面での配慮、感染拡大を可能な限り抑制できる施設・整備構造とする。

(2) 現施設の立地場所では市街地から遠く、施設入所者にとって地域医療の利便性や地域活動に支障があること、また、施設までの交通インフラ、冬期除雪、緊急・災害時対応など、施設管理以外の維持管理が必要となることも踏まえ、現在地からの移転改築等を基本とする。

①立地場所

- ・入所者の意向を尊重しながら、自立生活を支援できる立地場所を選定する。
- ・施設管理以外の維持管理が低減されるよう、交通利便性が確保された場所とする。

②医療連携

- ・入所者の治療、搬送・移動などで、地域の医療機関との連携が図りやすい施設とする。

③地域交流

- ・基幹相談支援センター等と連携し、障害者の地域生活への移行を支える中核的な機能を備える。
- ・県民や地域住民の理解が得られ、地域との交流や地域活動の受け入れができる施設とする。
- ・生産活動や創作活動を通じ、地域住民が集まりやすい環境を整え、地域交流をさらに促進する。

④経済性等

- ・施設の耐久性や長寿命化に配慮した施設とする。
- ・施設メンテナンスの経費を抑え、ライフサイクルコストを低減する機能、設備を備える。
- ・自然エネルギーの活用や省エネルギーに配慮した環境負荷の低減が図られる施設とする。

(3) 施設規模は、安定的な施設経営を確保する観点から、1施設当たり入所定員を最大でも100名程度を基本とし、入所者や家族の意向にも配慮するほか、歴史的経緯や支援人材の継続性を考慮した上で、分散設置とする。

①利用者主体

- 利用者主体を基本とし、家族や支援者が訪問しやすい地域（圏域）を候補とする。また、これまでの医療機関との連携を重視する。
- グループホーム等での生活維持が難しくなった方の再入所支援が可能な施設とする。

②持続可能性

- 将来的な入所定員減少を見据え持続的な運営が可能となる施設・設備とする。
- 他の民間施設との連携、協働した障害者支援の可能性についても事前に意見交換を行う。
- コロニーは、昭和46年に県が旧西目村（現在の由利本荘市）に設立して以来、地域の方々からの理解や温かい協力、利用者との交流のもとで運営を続けてきた経緯がある。こうした地域との関わりに見られる歴史的経緯や支援人材の継続性による効率的な運営を考慮する。

(エ) 求められる役割・機能

(A) 基本的な機能

①日中サービス・短期入所の提供

【背景】

- 就労が困難な通所利用者に対して働く場や、知識・能力向上のために必要な訓練の場を設置するなど、施設の中で社会生活を営めるような生産活動の場を提供することは重要である。
- コロニーでは、日中活動の場として通所による生活介護及び就労継続支援B型事業を実施しており、令和5年4月1日現在利用者はそれぞれ生活介護1人、就労継続支援B型38人となっている。
- 就労継続支援B型では工賃向上が図られ、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援してきている。
- また、日中活動の場に加えて、介護者のレスパイトやその他の理由により短期間の入所が必要な者の受入れを行うため、施設の併設型として短期入所を実施している。
- 本県の指定短期入所事業所数は増加傾向にあり、令和5年10月1日現在112事業所が指定を受けている。令和4年度の自立支援給費請求状況によると、短期入所の月平均利用者400人程度のうち、緊急短期入所の利用者は月平均5人程度であるが、今後、介護者の高齢化等と相まって、緊急短期入所へのニーズも高まると思われる。

【方向性】

- コロニーの利用者へより良い環境を提供することで、利用者が必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられるよう、日中活動の場を引き続き提供することとし、生活介護及び就労継続支援B型（令和5年4月1日現在利用者38人）を実施する。
- その際、地域生活移行者に対する就労や生産活動等において、利用者の拡充、工賃アップや販路拡大に向けた内容の検討や見直し、販路拡大のための関係機関との連携・協力を目指す。

- 地域の障害者やその家族の安心した生活と負担軽減のため、介護者のレスパイトやその他の理由により短期間の入所が必要な者の受入れを行うため、短期入所を実施する。そのため、関係機関と連携等により、スムーズな受入れが可能となるよう体制を整備する。

② 施設入所支援サービスの提供

【背景】

- コロニーは開設以来50年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進み、今後も相当程度の大規模修繕を行っていく必要がある中、入所施設として、強度行動障害を有する者など重度障害者や高齢障害者に対する支援体制の充実を図っていく必要性が生じている。

【方向性】

- 利用者の最善の利益を第一に考え、安全性とプライバシーに配慮しながら、居住環境の充実、自立と社会参加の促進、医療機関との連携により入所利用者の生活の質の向上を目指す施設とする。
- 重度・最重度、高齢化、介護的ケア、強度行動障害等の多様な支援ニーズに対して、一人ひとりの状況や障害特性に合わせた個別支援（居室の個室化、安定的な小集団化など）や日中活動内容の充実を目指す施設とする。
- 介護、医療的ケアや強度行動障害を有する者へ適切なサービスを提供するとともに、医療機関や高齢者施設、教育機関など、外部の社会資源との連携を強化することにより、入所者の環境整備や利用者等の利便性の向上を図る。

(B) 再編整備を契機とした新たな役割・機能

【背景】

- 厚生労働省が実施した令和3年度強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究事業報告書によると、強度行動障害を有する方がサービスを利用できない理由として本人の行動障害や近隣に空きのある事業所がないことがあげられているほか、事業所における支援の困難さについては、人員体制が不十分、精神的負担、専門性が不十分、環境設定の難しさ等があげられ、全国的にニーズが満たされず、支援者は困難を抱えた状況にあることが明らかとなった。
- 本県における知的障害者の障害の重度化と相まって、こうした強度行動障害を有する方の支援ニーズがあるなか、支援者が、障害特性を踏まえて機能的なアセスメントを行った上で、どのような環境のもとで強度行動障害が引き起こされているのか環境因子も分析し、状態の安定を図る「集中的支援」を実施することが重要となる。
- 県で実施する強度行動障害支援者養成研修は、障害特性や支援の手順等の基本的な知識は獲得できるが、それだけでは実際の現場での支援を支援者が自信をもってしっかり実践することが難しく、高い専門性を有する広域的支援人材等が事業所へのコンサルテーション等による指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応が行われる体制を整備していくことが必要である。
- 障害者支援施設には、地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、状態の悪化により在宅等において生活が難しくなった場合の緊急の短期入所など、重要な役割・機能を果たすことが期待される。
- さらに、地域において強度行動障害を有する者への支援に携わる支援者が、互いに支え合い、連携して支援を行うことや、支援者同士での率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材のネットワークの構築を進めることが必要となる。
- また、強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を、医療により完全に治すことは難しく、対応の仕方や環境によって強度行動障害の状態が

良くなったり悪化したりすることを前提に、環境との相互作用であることを認識して、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めていくことが必要である。

- これまでコロニーでは、県内各地から他の民間施設で支援が難しくなった重度の強度行動障害を有する知的障害者等を受入れ、強度行動障害に関する知識やノウハウを蓄積し、社会福祉事業団では県の強度行動障害に係る研修の委託先となるなど、県内の知的障害者支援の中心的役割を果たしてきており、他の社会福祉法人等からの期待は大きい。

【方向性】

1. 重度障害者のセーフティネット機能

【施設入所支援機能】

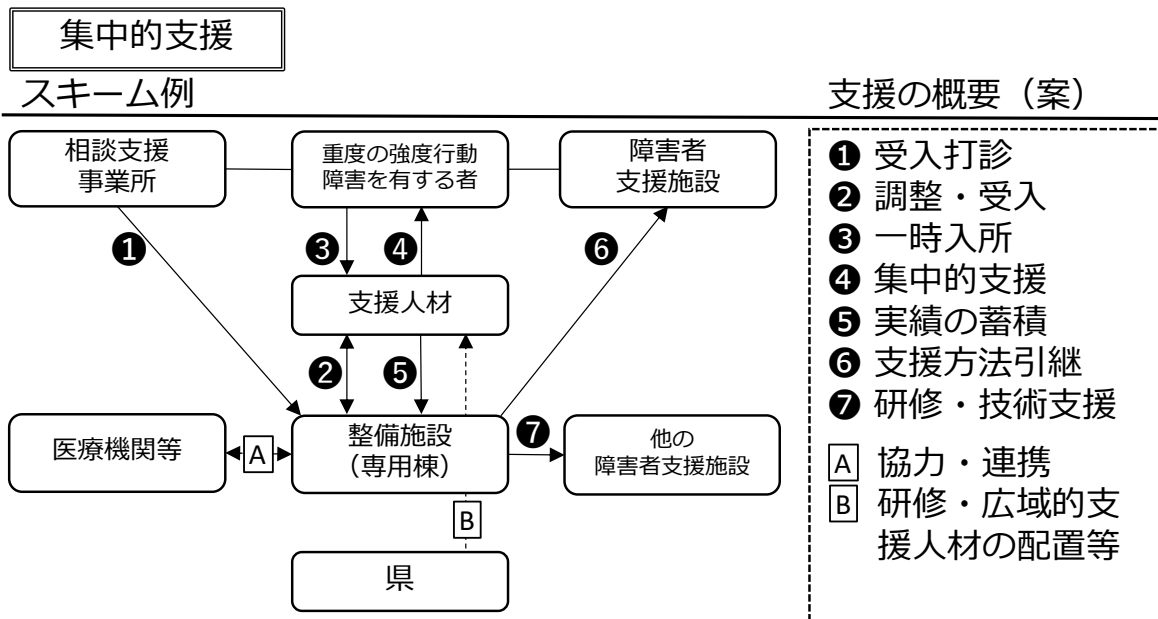
- 入所利用者の高齢化、障害の重度化や強度行動障害を有する方への支援の充実に取り組み、全県域のセーフティネット機能の役割を果たす施設とする。
- 県内障害者支援施設や医療機関等と連携し、強度行動障害等、行動障害の悪化した者の緊急時における集中的な支援を実施する。

2. 他の障害者支援施設等のバックアップ機能

【地域生活支援拠点等機能】

- 障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域で生活する障害者や民間施設等をバックアップするための拠点となる施設とする。
- 他の民間施設で強度行動障害の状態が悪化した方を一時的に受け入れ、専門的人材による障害特性のアセスメント及び環境調整等の標準的な支援を実施し、有効な支援方法を整理した上で、元の施設に移行する通過型の集中的支援^{*6}を実施する。その際、受入先でも支援方法を着実に引き継ぐ。

※6 【集中的支援のイメージ】

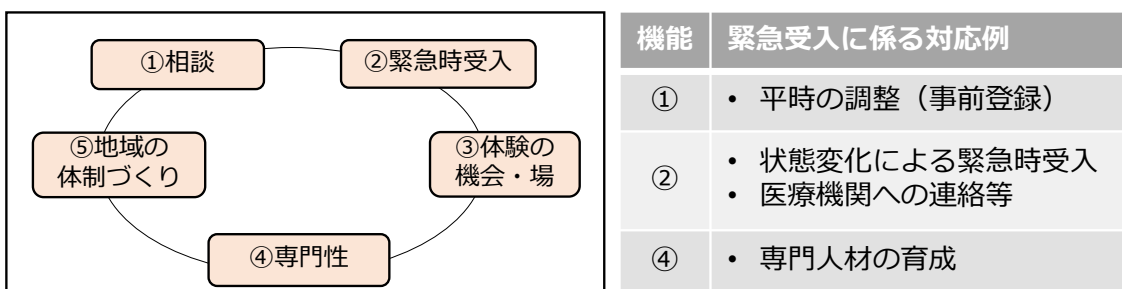


○ 地域の支援体制で対応が困難となった強度行動障害を有する方への対応として、緊急の短期入所^{*7}を実施する。これは、地域生活支援拠点等の枠組みにおける受け皿としての機能であり、関係市町村と調整が必要となる。

※7 【緊急短期入所のイメージ】

緊急短期入所

イメージ (地域生活支援拠点等の受け皿として実施する)



○ 地域の相談システムと連携し、地域生活が可能となるよう必要な支援を行う。

- 福祉・医療・保健などの各分野や関係機関との連携を図り、地域生活への移行や地域生活を継続・維持するために必要な相談支援を行う。
- 緊急短期入所については、親亡き後の緊急時支援の受け皿を担うことについても、地域生活支援拠点等を整備する関係市町村と調整の上、検討していく。

3. 社会資源のコーディネート機能

【県全域の障害福祉拠点機能】

- 医療機関や相談支援機関等、地域の社会資源との連携が図られるとともに、施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネート（調整）する施設とする。
- 重度・最重度の障害者を支援する専門職員や、医療的ケアを行う看護師などの施設職員を十分に確保するとともに、他の障害者支援施設との連携・協力により、重度障害に係る支援方法に関する専門的知識やノウハウ等の蓄積や情報共有を図ることで、地域の共同ネットワークづくりの主体的な役割を果たす施設とする。
- その際、県全体の支援体制底上げのため、コロニーで直接支援に当たる職員や、他の民間施設の現場職員及び県等で構成する、民間連携体制検討会（仮称）を設置し、活用することを検討する。
- 長期的には他法人に対する技術支援や人材育成のほか、必要な指導・助言ができる機能と環境を有する施設とする。
- 強度行動障害支援の専門性を確保し、民間施設等の職員に研修を通して、県内の人材育成を行う。そのため、県の強度行動障害支援者養成研修に積極的に関与していく。